



- 市では、65歳以上の人を対象とした運動教室を実施します。開催日や場所については、左下の表のとおりです。
- 運動教室では、理学療法士、保健師などの専門職が関わり、一人一人の課題改善のための運動に取り組みます。
- 応募要件**
- 介護認定を受けておらず、日常生活は自立しているものの運動機能の低下がみられ、さらに以下の①に該当し、②③④のいずれかを満たす人となります。
- ①目標が明確で、意欲的にリハビリに取り組める人
 - ②短期間の集中する支援により改善が見込まれる人
 - ③体力の向上に向けた支援が必要

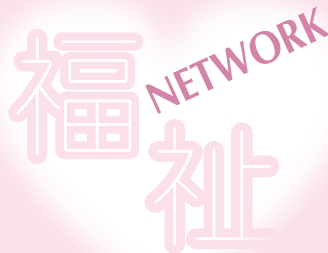
リハビリ強化型運動教室（ココトレ！運動教室）の参加者を募集

表 開催日、開催場所

地区	開催日	時間	開催場所（住所）
西根・松尾地区	10月4日から平成30年1月17日までの毎週水曜日（全15回）※1月3日を除く。	午後2時から3時半まで	デイサービス あさひ（松尾寄木1-135-2）
安代地区	8月17日から11月30日までの毎週木曜日（全15回）※11月23日を除く。	午後1時半から3時まで	介護老人保健施設 あしろ苑（川原129）

要人
④日常生活動作の改善に向けた支援が必要な人
応募者の中から、審査の上、対象者を決定します。

●**申込期限、申し込み方法**
運動教室への申込期限は7月14日（金）です。市役所健康福祉課包括支援センター係へ直接電話で申し込みください。



子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎ 内線1103

児童手当現況届の提出 6月中にお願いします

毎年6月は、児童手当の受給者全員が児童手当現況届を提出する月です。

対象となる人には、必要書類などを送付しています。まだ書類が届いていない人は、地域福祉課へ問い合わせください（公務員の方は、勤務先での手続きとなります）。

なお、現況届の提出がない場合は、支給が停止になることもありますので、必ず6月中に提出してください。

■提出期限 6月30日（金）（必着）

■提出先 市役所地域福祉課、西根総合支所、安代総合支所、田山支所

■提出書類 「児童手当・特例給付現況届」…受給者全員が提出するもの

また、下表の各要件に該当する人は、児童手当・特例給付現況届と併せた必要書類を全て提出してください。

要 件	必 要 書 類
①国民健康保険以外の保険証の場合	「受給者の健康保険証の写し」または「年金加入証明書」
②平成29年1月2日以降に市に転入してきた場合	「平成29年度所得課税証明書」 ※ 所得課税額に加えて、扶養親族の人数の記載がある証明書
③住民票上、児童と住所を別にしている場合	「別居監護の申立書」 ※ 児童が八幡平市外に居住している場合は、「児童の世帯全員の住民票（本籍・世帯主との続柄表示あり）」も必要
④祖父母など、父母以外の方が児童を養育している場合	「児童の生計を維持していることの申立書」